

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

新型コロナウイルス対策に関する提言
《第7弾》

令和3年1月5日



代表 松井 一郎
共同代表 片山虎之助



新型コロナウイルス対策に関する提言

《第7弾》

— 新型インフルエンザ等特措法等の改正に向けて —

1. 基本的対処方針の改訂

昨年末の尾身分科会長発言「今、何が問題となっていて、何をすべきなのか、(特措法の改正を議論する前に)あるべき姿を考えなければならない」の通り、政府は速やかに新型コロナ対策に関する論点整理を公表し、都道府県知事の意見を聞きつつ「基本的対処方針」(昨年3/28策定、5/25最終改訂)の改訂に取り組む必要がある。

その際、西村大臣が昨年夏の間にとりまとめると明言していた第一波がピークアウトした要因、更には、第二波が第三波の発生に与えた影響等を検証し、広く共有すべきである。

2. 新型インフル等特措法の改正

日本維新の会は、昨年2月の「緊急立法協議会」設置提言にはじまり、3月の特措法改正に向けた与野党協議の際の「補償的措置」に係る幻の自公維合意、そして4月の第四弾提言から昨年12月の第六弾提言に至るまで、一貫して新型インフル等特措法の改正を強く求めてきた。

こうした私たちの要請を受け、昨年末に政府与党が重い腰を上げ、来る通常国会で特措法改正に取り組むと決断されたことは、遅きに失したとはいえ評価に値するものである。しかし大事なことは、その中身である。

私たちは、昨年公表した6次にわたる党提言の進捗を踏まえ、特に以下の事項について速やかに法制上の措置を講じることを求めるものである。仮に、通常国会冒頭に処理しきれない事項が残る場合には、工程表に明記する等により政府の方針を明確にすべきである。

((1)～(3)については提言第6弾を再構成。)

(1) 都道府県による基本的対処方針の策定等への関与

【特措法18条】

基本的対処方針の策定・変更の際に、都道府県の関与の機会を確保するため、以下の規定を追加する。

- ・ 国が基本的対処方針の策定又は変更を行う際に、都道府県がその内容に関する意見を述べる機会を設ける。
- ・ 国が基本的対処方針の策定又は変更を行うに当たっては、都道府県の自主性及び自立性に配慮する。

(2) 都道府県知事の権限強化

【特措法24条、45条】

現行の特措法は、24条9項に知事の権限<公私の団体又は個人に対する協力要請>を規定しているが、同法45条に規定する緊急事態宣言下の知事の権限<施設の使用制限、催物の開催制限等の要請>との関係が不明確であり、混乱を生む元凶となっている。

緊急事態宣言の発出要件等の見直しや当該発出に向けた都道府県知事の関与(下記(3)参照)を法定できるのであれば、緊急事態宣言が発出された後の段階における知事の権限強化を中心に検討すればよいが、仮に現行特措法の「全国かつ急速なまん延」規定が維持されるのであれば、緊急事態宣言が発出される前の段階においても下記②のような権限を都道府県知事に付与することが必要となる。

① 発令前：クラスターが発生した施設に対する営業停止の命令、罰則、補償

実効的なクラスター対策を講じるための以下の権限に関する規定を設ける。

- ・ 積極的疫学調査に協力すべき旨、感染拡大防止措置を講ずべき旨等の指示
- ・ 指示の対象事業者名の公表
- ・ 調査や措置が完了するまでの間の営業停止命令

立入検査の規定、営業停止命令違反等に対する罰則規定、更には、営業停止命令等を受けた事業者に対して相当額の補償金を交付する旨の規定も併せて設ける。

② 発令後：感染が拡大している地域における施設使用制限等の命令、罰則、補償

都道府県知事が「特に感染が拡大している地域」を指定した上で、以下の措置を講ずることができるようにする。

- ・ 指定地域内で、クラスター感染が発生しやすい業種の事業を営む者に対し、施設使

用制限等の「要請」(45条2項)・「指示」(同条3項)をした場合に、事業者がその要請・指示に従わないときには、施設使用制限等の「命令」(新規)を行う。

- ・ 施設使用制限等の要請を行うに際しては、それに先立って「感染拡大防止措置」の要請(45条2項)を行うとともに、当該要請に応じた者は、施設使用の制限等に係る要請の対象から「除外」する。
- ・ 感染拡大防止措置の実効性をあげるため、施設利用者に対してアクリル板の設置、マスク会食等感染拡大防止措置への協力を併せて「要請」(45条1項)する。

その際、立入検査の規定、施設使用制限の命令違反等に対する罰則の規定、施設使用制限等の要請等を受けた事業者に相当額の補償金を交付する旨の規定も併せて設ける。

補償金支給の対象・要件・金額の算定方法等の枠組みは、感染防止のために自ら進んで感染予防措置の徹底、営業時間の短縮、営業の自粛等を行っている事業者との均衡に留意しつつ、国主導で定め、必要な財政措置を講ずる。

なお、補償の必要性を巡っては、憲法に定める公共の福祉の範囲内の制約であって事業者側から言えば「受忍限度の範囲内」と捉えるべきとの指摘が与党内にあるが、施設使用の制限等の要請がこれに応じた事業者に大きな負担を生じさせるものであることに加え、感染拡大防止のためには多くの事業者にこうした要請を行わざるを得ないことを考慮すれば、要請に応じた事業者に十分な補償を行うことが極めて重要である。

(3) 都道府県と国との役割分担の再構築

【特措法32条】

① 緊急事態宣言の発出要件等の見直し

現行の特措法は、新型インフルエンザ等の「全国かつ急速なまん延」により国民生活・国民経済に甚大な影響を及ぼす等の場合として政令で定める要件に該当する事態が発生したとの客観的事実の認定のみをもって緊急事態宣言を発出することとしている。

このような発出要件では、地域ごとに柔軟に緊急事態宣言を発出することがためらわれるおそれがあること等から、緊急事態宣言発出の際の事実認定の要件から「全国かつ急速なまん延」を削るとともに、緊急事態宣言の要件を、i) 新型インフルエンザ等がまん延しているという客観的な事実認定によるもの、ii) 医療提供体制のひっ迫状況などを踏まえた緊急事態宣言の発出の必要性の有無という主観的・政治的な判断を伴うもの等に整理し直す。

② 都道府県による緊急事態宣言の発出等への関与

①により緊急事態宣言発出には地域の実情が勘案されることとなるが、これについては都道府県知事の方がより情報を持っていることから、都道府県知事の要請を通じて地域の実情を伝え、国による緊急事態措置の必要性の判断を助ける枠組みとする。

- ・ 都道府県対策本部長は、当該区域の新型インフルエンザ等のまん延の状況、医療の提供体制の確保状況など地域の実情を勘案し、当該区域を対象として緊急事態宣言・解除宣言の発出又は対象区域の変更を要請することができる。
- ・ 政府対策本部長は、当該要請に応えない場合は、その旨及びその理由を、遅滞なく、当該要請をした都道府県対策本部長に通知しなければならない。
- ・ 政府対策本部長は、緊急事態宣言の発出若しくは延長又は解除宣言の発出を行う際には、対象となる区域の都道府県対策本部長の意見を聴かななければならない。

なお、緊急事態宣言の発出・延長を行う「理由」は、解除宣言を行う理由と表裏の関係にある重要な事項であることから、国が緊急事態宣言の発出又は延長を行った際には、その「理由」についても国会に対する報告事項とすべきである。これにより、いわゆる“出口戦略”を可視化し、出口に関する予見可能性を高めることができる。

(4) 医療機関への要請、指示、命令

【特措法31条、62条、63条】

現行の特措法においては、医療等の実施の要請・指示（31条1項・3項）が、あくまでも個人の「医療関係者」を対象としているため、適用の場面が極めて限定されている。そこで、病院等の「医療機関」を対象として、コロナ患者の受入や医療従事者の派遣といった医療等実施の要請・指示、更には命令規定を新設する。

併せて、コロナ感染患者に対する医療提供に係る損失補償の規定（62条2項）、損害補償の規定（63条1項）を抜本的に拡充し、医療機関が要請、指示、命令に応じてコロナ感染患者に医療を提供する場合には、医療機関に対して十分な経営保障（赤字補填、金融モラトリアム等）を行うものとする。

なお、医療機関を対象とする権限等を知事に付与しないのであれば、医療機関の負担を軽減するために感染症法上の運用（現行の指定感染症（2類相当以上）を更に緩めざるを得なくなる）こと必至である。全国保健所長会が提言するような運用の柔軟化にとどまらず、仮に、ワクチン等が行き渡る前に指定感染症の指定解除等が余儀なくされれば、感染拡大の先に厳しいトリアージも視野に入れざるを得なくなるだろう。そうした事態を回避するためにも、医療機関を対象とする権限等を迅速に法制化することが極めて重要である。

3. 水際対策、入国在留管理の強化

海外からの変異種の流入を防ぐためには、出入国制限の緩和に先立って水際対策の充実・強化を図ることが不可欠であるため、昨年7月にも大阪府の吉村洋文知事が上京し、政府に具体的な改善を申し入れるとともに、今年の党提言でも強く申し入れてきた。

成田、関空等国際拠点空港における1) 検疫・検査体制の強化と検査機器の整備、2) 革新的な検査方法の導入、3) ICT化による抜本的な効率化、4) 陽性者への対応体制の大幅拡充という4つの課題に引き続き取り組むとともに、入管法を改正し、入国者への外出自粛・追跡アプリの携帯等を義務化する。

以上

(別紙1)

新型コロナ維新提言（1弾～6弾）において取り上げた事項一覧

第一弾 2/3

<https://o-ishin.jp/news/covid19-measures/pdf/n-pdf01.pdf>

- ・罹患者に係る情報公開
- ・政令施行に係る周知期間の短縮
- ・新型インフルエンザ等特措法への追加
- ・入国管理法の改正
- ・緊急立法協議会

第二弾 3/4

<https://o-ishin.jp/news/covid19-measures/pdf/n-pdf02.pdf>

- ・中国全土等への入国禁止措置拡大
- ・医療機関、介護施設への給付金
- ・働くひとへの漏れのない休業補償
- ・大規模イベント中止等への特別補償
- ・地方自治体との連携と財政支援強化
- ・景気後退に備えた大胆な減税と財政出動

第三弾 3/25

<https://o-ishin.jp/news/covid19-measures/pdf/n-pdf03.pdf>

- ・身を切る改革
- ・海外帰国者に対する外出自粛命令
- ・軽症者向けホテル等借り上げ
- ・国主導・地域主体の広域医療調整組織の設置 ★ → 別紙2参照
- ・人工呼吸器の整備とマンパワー確保 ★ → 別紙2参照
- ・ワクチン・治療薬の開発支援
- ・オンライン診療の推進
- ・政府与野党連絡協議会の積極的活用
- ・G7世界標準の金融財政政策出動
- ・社会保険料、公共料金、給食費等の免除

- ・ 10万円の現金給付
- ・ 債務、税金等の支払い猶予（モラトリアム）
- ・ 消費税減税
- ・ 出口戦略の策定・公表
- ・ 挑戦のためのセーフティネット構築
- ・ 産業構造と都市機能の転換促進
- ・ アスリート・ファーストの復興五輪
- ・ 政府、国会、民間による特別検証

第四弾 4/27

<https://o-ishin.jp/news/2020/images/7b072aea6b6a44e369ad117d5695b135f3c9d1b4.pdf>

- ・ 給付迅速化のためのマイナンバー法改正
- ・ 事業資金の補償、休業補償
 - 雇用調整助成金の拡充
 - 賃料免除助成金の創設
 - 持続化給付金の拡充
 - ロックダウン法制（休業命令）と出口戦略
- ・ 生活資金の保障
 - 特別定額給付金の毎月給付ベーシックインカム
 - 民間活用型生活福祉資金貸付（マイナンバー紐付け事後審査給付制度）の創設
 - 半年間の学費免除と9月入学
- ・ 地方創生臨時交付金の拡充
- ・ コロナ専門医療機関の設置、従事者への手当、自宅療養者への医療ケア
- ・ 胸部CT検査の活用
- ・ コロナ医療従事者への手当
- ・ オンライン診療の拡大と規制緩和
- ・ 大規模抗体検査の実施
- ・ ワクチン・医薬品開発支援

第五弾 5/13

<https://o-ishin.jp/news/2020/images/800be92208d2b3606175a6a1310c0b5258c7602d.pdf>

- ・ 中長期的な出口戦略の策定公表
- ・ 大阪モデルはじめ地域独自の基準等の尊重
- ・ 専門家会議等のフルオープン化

- ・高齢者・基礎疾患保有者へのケア＋自粛一辺倒政策から緩和・共生政策への転換
- ・首都圏、関西圏への国立コロナICUセンター整備 ★ → 別紙2参照
- ・抗体検査・抗原検査の定点観測
- ・第二次補正予算の迅速な編成
- ・地方創生臨時交付金の大都市傾斜配分
- ・マイナンバー法改正はじめ構造改革の断行

第六弾 12/2

<https://o-ishin.jp/news/2020/images/teigen6.pdf>

- ・ピークアウト要因等の分析検証
- ・都道府県知事の権限強化と財源確保
緊急事態宣言前後
命令罰則補償
感染拡大防止措置と適用除外
- ・都道府県と国との役割分担の再構築
緊急事態宣言発出要件見直し、知事の要請
基本的対処方針の策定への知事関与
- ・医療機関、医療関係者等への支援
医療関係者へのコロナ医療提供要請と補償規定を医療機関対象化
設備補助
人件費補助
5疾病5事業への感染症追加、公的病院の役割明確化
- ・水際対策、入国管理の強化
空港検疫ICT化等強化

「大阪コロナ重症センター」設置までの経緯

第三弾提言 3/25

・広域医療調整組織の設置

医療崩壊を防ぐための現在の対策は都道府県ごとに講じているが、海外で起こっているレベルのオーバーシュートが生じた場合に備え、国主導・地域主体の広域医療調整組織を構築しておくことが重要。

・人工呼吸器の整備とマンパワー確保

オーバーシュートが生じた場合に備え、重症者に必要となる人工呼吸器と ECMO(体外式模型人工肺)に係る機材及び人材の確保を急ぐ。



第五弾提言 5/13

・国立コロナ ICU センター整備

第一波、第二波、そして更にその先を見通した時には、首都圏と関西圏に1カ所ずつ国立の新型コロナ ICU センターを整備するなど平時の医療提供体制から感染症シフトの体制を迅速に整備する必要がある。



「大阪コロナ重症センター」 12/15 運用開始